

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

G M B 株 式 会 社
代 表 取 締 役 会 長 松 岡 信 夫
(コード番号：7214 大証第二部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 阪 口 有 一
(TEL 0745-44-1911)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 47 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 6 条(株券の発行)を削除するものであります。
上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行定款第 8 条第 2 項を削除し、また、原則株式に関する手続きについて株主名簿管理人が直接取扱うことはなくなることから現行定款第 10 条第 3 項を削除し、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため現行定款第 11 条に、「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言等を追加および修正するものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条および現行定款第 10 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規程および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 19 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日(金曜日)

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)
(単元未満株主の権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利	(単元未満株主の権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 (削除)
(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(新設)	附則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株主取扱規程による。 第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

(注) 条数のみの変更についての記載は省略しております。

以 上